

第79回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年12月25日(月) 午後1時30分から午後3時25分

開催場所 姫路市役所 本館10階 第3会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	出席		
2	小林隆	出席		
3	森下光春	出席		
4	大西正紀	出席		
5	岡本富博	欠席		
6	船引政則	出席		
7	嘉ノ海敏明	出席		
8	青田俊則	出席		
9	沼田諄雄	出席		
10	嶋田秀文	出席		
11	飯塚祐樹	出席	○	
12	竹内己良	出席	○	
13	橋本静枝	出席		
14	小林弘行	出席		
15	吉田勝博	出席		
16	竹内光明	出席		
17	福永信幸	出席		会長職務代理者
18	青田誠	出席		会長職務代理者
19	田靡仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
議案第6号 相続税等納税猶予適格者証明について
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号 合意による解約等の通知について
報告第5号 県許可案件の許可状況について

(令和5年12月25日 午後1時30分)

議長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第79回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、岡本委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を飯塚祐樹委員と竹内己良委員をお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願いします。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局



事務局 議案第1号(P1~P2)を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が8件提出されております。

1番です。

的形町的形の田、畑 [] につきまして、「平成13年以前より、山林となっている」との申請です。

2番です。

余部区上余部の田 [] につきまして、「平成11年以前より、露天資材置場及び露天駐車場の一部として利用している」との申請です。

3番です。

書写の田 [] につきまして、「平成12年以前より、用悪水路として利用している」との申請です。

4番です。

太市中の田 [] につきまして、「平成13年以前より、倉庫敷地として利用している」との申請です。

5番です。

夢前町野畑の畑 [] につきまして、「平成10年以前より、住宅敷地の一部及び倉庫敷地として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。中南部地区及び北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P3～P4）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、17件の申請が提出されております。4番、6番、7番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、いずれも譲渡人の「自作地」で、譲受人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。参考資料もあわせてご覧ください。

1番から4番につきましては、現在耕作面積が0㎡の新規農家の方の案件です。

1 番です。

夢前町杉之内の田 [] につきまして、 [] が、父である [] から「生前贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 [] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が 0 m² ですが、北西部地区農政協議会では「以前から、父の指導を受けて当該農地を耕作している実績が認められるため、新規農家の聞き取り調査は必要ない」との意見となっております。

2 番です。

船津町の田 [] につきまして、 [] が、 [] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「ブルーベリー」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 [] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が 0 m² ですが、北東部地区農政協議会では「営農経験が十分確認できたため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

3 番です。

飾東町塩崎の畑 [] につきまして、 [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、 [] とのことです。

なおこの案件、現在耕作面積が 0 m² ですが、北東部地区農政協議会では「地元での農業経験が十分に認められるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

4 番です。

御国野町御着の畑 [] につきまして [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。この案件は、11月に一度ご審議いただいたところですが、 [] となったものです。

なおこの案件、北東部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

5 番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

5 番です。

余部区上余部の田 [] につきまして、 [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

6 番 7 番です。

北平野一丁目の田 [] につきまして、 [] と [] から、「交換したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積はそれぞれ [] になる予定です。作付作物はどちらも「野菜」となっております。

8 番です。

刀出の田 [] につきまして、 [] が、 [] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

9 番です。

林田町六九谷の田 [] につきまして、 [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可され

ますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

10番です。

林田町上伊勢の田 [] につきまして、 [] が、 [] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

11番です。

夢前町前之庄の田 [] につきまして、 [] が、 [] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

12番です。

夢前町前之庄の田 [] につきまして、 [] が、 [] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

13番14番です。

[] が、夢前町芦田の田 [] につきまして、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

15番です。

船津町の田 [] につきまして、 [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

16番17番です。

飾東町豊国の田 [] と [] につきまして、 [] と [] から、「交換したい」との所有権移転の申請です。なお、耕作面積に変動はありません。作付作物はどちらも「水稻」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

各委員

・・・。

議長

ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。

次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、各地区協議会の意見では、1番と2番と3番につきましては聞き取り調査を省略する、4番につきましては聞き取り調査を行う、ということでしたが、こちらについてなにかご意見等ありませんでしょうか。

各委員

・・・。

議長

それでは、4番につきまして聞き取り調査を行う、ということで、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、4番につきまして新規農家の聞き取り調査を行うこととします。

それでは続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号（P5～P6）を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、4件の申請が提出されております。3番が都市計画区域外の案件となっておりますほかは、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

勝原区下太田の田 [] につきまして、「進入路にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、上下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道かつ近距離に2以上の教育施設、医療施設等が存在する「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 [] となっております。「転用に必要な資力」につきましては、 [] となっております。

2番です。

西脇の田 [] につきまして、「倉庫を建築し、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、 [] となっております。「転用に必要な資力」につきましては、 []、現況は、すでに一部が倉庫敷地となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

3番です。

夢前町前之庄の田 [] につきまして、「露天駐車場、進入路にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 [] となっております。「転用に必要な資力」につきましては、 []、現況はすでに一部が進入路となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

4番です。

豊富町豊富の田 [] につきまして、「露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考

えております。現況はすでに[]利用されており、このことにつきまして始末書が添付されております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっておりますが、これに該当することの確認願として1件提出されております。

調整区域の別所町佐土の田[]につきまして、「農機具置場として利用したい」との確認申請です。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。現況はすでに農機具置場となっております。このことにつきまして始末書が添付されております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・

議 長

ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号(P8～P10)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。15番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、削除をお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、15件の申請が提出されております。4番から11番が都市計画区域外の案件となっておりますほかは、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。参考資料もあわせてご覧ください。

1番です。

勝原区下太田の田[]につきまして、[]が、祖父から「使用貸借権で借り受けて、住宅を建て、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、上下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道かつ近距離に2以上の教育施設、医療施設等が存在する「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、[]となっております。[]「転用に必要な資力」につきましては、[]、「他の許可等を受ける

必要がある場合」につきましては、建築許可が申請中となっております。

2番です。

飾西の田 [] につきまして、 [] が、父から「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、上下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道かつ近距離に2以上の教育施設、医療施設等が存在する「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 []

[] 計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、 []、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。

3番4番及び13番14番です。

[] が、林田町六九谷、安富町安志、香寺町広瀬、御国野町深志野の田畑 [] につきまして、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、3番が公共施設である林田出張所から近距離の「第2種農地」、4番が公共施設である安富事務所から至近距離の「第3種農地」、13番14番が住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 []

[] となっております。「転用に必要な資力」につきましては、 []、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観計画区域内の行為が届出済、事業計画事前申請が申請済、となっております。

なお、4番につきましては2筆の隣接農地のうち1筆の所有者及び耕作者の同意書の添付がありませんが、同意の押印がもらえない理由が、想定される付近の営農への支障や災害の発生のおそれとは無関係な理由によるものであるとして、代わりに疎明書が提出されております。疎明書を朗読いたします。

《疎明書を朗読》

[]
疎明書の提出を受け、事務局において現地確認し、 []

5番から12番です。

[] が、夢前町筋野、夢前町戸倉、安富町名坂、飾東町佐良和の田畑 []

につきまして、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、いずれも住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 [] となっております。

「転用に必要な資力」につきましては、 []、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観計画区域内の行為が届出済、事業計画事前申請が申請済、となっております。

なお、12番につきましては4筆の隣接農地のうち1筆の所有者の同意書の添付がありませんが、同意の押印をもらえない理由が、想定される付近の営農への支障や災害の発生のおそれとは無関係な理由によるものであるとして、代わりに疎明書が提出されております。疎明書を朗読いたします。

《疎明書を朗読》

[]
疎明書の提出を受け、事務局において現地確認し、 []

16番です。

豊富町豊富の田 [] につきまして、 [] が、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、 [] となっております。「転用に必要な資力」につきましては、 [] となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、承認することでよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。
次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第5号(P10)を説明する。
〔農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について〕

農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、農地中間管理機構である(公社)ひょうご農林機構から、農用地利用集積等促進計画を県知事へ認可申請するにあたり、農業委員会の意見を求められているものでございます。この度の農用地利用集積等促進計画につきましては、太市西部地区のほ場整備事業を行っている筆の内、使用貸借権の設定を現在受けている、西脇の [] につきまして、 [] へ使用貸借権の権利の移転を行う計画となっております。このことについて、次の点をご確認のうえ、意見についてのご審議をいただくものでございます。

①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。

②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

③権利の移転を受ける法人が農地所有適格法人の要件を満たしているか否か。

なお、ほ場整備事業の関係上使用貸借権の設定となるが、その後改めて賃借権の設定が行われる予定とのこととです。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、ひょうご農林機構へ送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、承認することでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。

次に、議案第6号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号（P11）を説明する。
〔相続税等納税猶予適格者証明〕

今月は1件の証明願が出ています。

■■■■■が所有されていた市街化区域の農地■■■■■
■■■■■を、同居の子であります■■■■■が相続するというものです。この度の申請地を除く■■■■■におきましては、すでに資格証明書を発行しております。また、当該申請地につきまして、6月、9月にも申請が提出されておりました。■■■■■

なお、中南部地区農政協議会では、適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第1号（P12）を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、11月にご審議いただきました新規農家2件の聞き取り調査を、12月6日に実施していただきました。

当日は、1番については本人が、2番については同居の妻が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、どちらも同日付にて許可書を交付しておりますことを報告いたします。

議長

報告ありがとうございます。

それでは、聞き取り調査メンバーの委員から発表をお願いします。

委員

■■■■■

議長

報告ありがとうございました。
なにか、ご意見ご質問等ありますか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですね。
次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号（P13～P14）を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、11月10日から12月7日の間に受け付けたもの、9件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、確認いたします。
次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P15～P18）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、11月10日から12月7日の間に受け付けたもの19件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

委員

16番と19番について、面積が[]で転用目的が住宅ですが、状況を説明してもらえますか。

事務局

この案件については、この2筆と他の宅地とあわせて[]に木造2階建住宅1棟を建てるとのことです。

議長

ほかに、なにかございますか。

各委員

・・・

議長

ないようですので、確認いたします。

次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号(P19~P21)を説明する。

[合意による解約等の通知について]

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が7件ございました。うち、利用権に該当するものは3件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。

さらに、解約の申入れとして、1件報告いたします。

令和4年7月25日に18条一方解約申請のご審議をいただき、同年10月11日付で許可が下りておりました、賃借人からの解約の申入れにつきまして、同年11月23日に農地の賃貸借契約の解約の申入れを行って、到達後12か月経過したことで、令和5年11月23日に民法上の契約が終了したとの報告がありました。この案件につきましては、市街化区域の網干区垣内本町の田につきまして、[redacted]との賃借人からの解約の申入れとなったものでございます。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですね。

次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第5号(P22~P23)を説明する。

[県許可案件の許可状況について]

県許可案件の許可状況について、11月において13件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長

報告、有り難うございます。確認をお願いします。

本日は追加議案があります。追加議案「[redacted]「農業委員会事務局及び農業委員会への苦情」」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

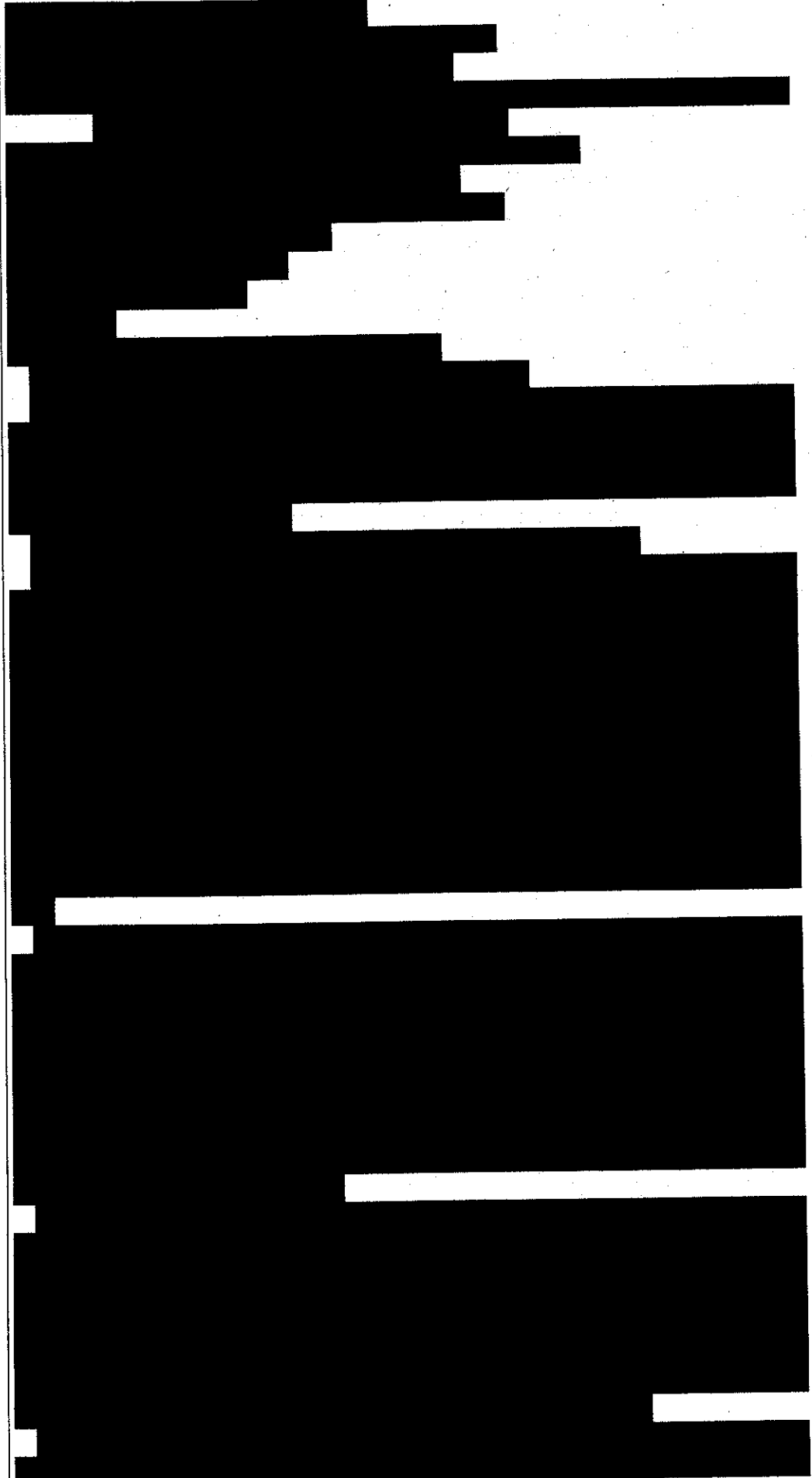
追加議案についてご説明いたします。

[redacted]行政相談において、農業委員会事務局及び農業委員会への苦情の訴えがあったため、この内容についてご審議いただくものです。

<配布資料1~11>

- 1 農業委員会事務局及び農業委員会への苦情について [redacted]
- 2 農業委員会事務局及び農業委員会の回答

[redacted]



苦情の内容は、資料1のとおりとなっております。要点としましては、

に、整理されるかと思います。

これに対しまして、農業委員会事務局及び農業委員会の回答として事務局がまとめた回答が、資料2となります。その要点及び対策等につきましては、

[Redacted text block]

以上、長い説明になりましたが、この [Redacted] 苦情を受けまして、農業委員会の [Redacted] 議事は適切であったか、また、事務局の行いは適切であったか、についてご審議と率直なご意見をいただき、至らぬ点がありましたら、これを素直に反省したいと考えております。また、この苦情に対し、農事相談の時に来てもらって話を聞いてはどうかという意見もいただいております。
以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

説明ありがとうございました。
まずは、これまでの経緯等について、ご質問等ございますか。

委員
事務局

[Redacted text block]

委員
委員

[Redacted text block]

委員
事務局

[Redacted text block]

委員
事務局

[Redacted text block]

[Redacted]

委 員

[Redacted]

事 務 局

[Redacted]

委 員

[Redacted]

事 務 局

[Redacted]

委 員

[Redacted]

事 務 局

[Redacted]

委 員

[Redacted]

事 務 局

[Redacted]

委 員

[Redacted]

事 務 局

[Redacted]

[Redacted]

委 員

[Redacted]

事務局

[Redacted]

委員

[Redacted]

事務局

[Redacted]

委員

[Redacted]

事務局

[Redacted]

委員

[Redacted]

事務局

[Redacted]

委員

[Redacted]

事務局

[Redacted]

委員

[Redacted]

事務局

[Redacted]

委員

[Redacted]

事務局

[Redacted]

委員

[Redacted]

事務局

[Redacted]

委員

事務局

委員

委員

事務局

とりあえず、今回の農業委員会事務局及び農業委員会への苦情に対しましては、回答を作成しましたので、この内容でよいかどうか、また反省すべき点があればその指摘をいただいて、総会が終わった後に、 まずは電話で連絡をして、農事相談への案内をしておいて、回答を送付しようと考えています。

議長

そろそろ、話も出尽くしたように見受けられますけれども、よろしいでしょうか。今回このように農業委員会事務局及び農業委員会に対し苦情があったわけなんです、事務局が回答を作成してくれています。この苦情に対し、他にご意見等がありますでしょうか。

また、苦情があるなら直接聞こうじゃないかということで、農事相談の日程でどうかということです。この1月5日の金曜日になりますが、さらに言いたい苦情があるなら来ていただいて聞こうじゃないかということで、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、1月5日の農事相談に苦情を聞く時間を設けることで、案内など進めてもらいます。当日は地区担当の委員にも同席していただくことで、よろしくをお願いします。

さて、いま改めて関係資料に目を通していただき、事務局が説明していただいたわけですが、 結論から、変えた方がいいという意見はありますか。

委員

今、県の決定に従って進んでいるようなので、これを見守るしかないと思うけれども。

議長

ほかに、なにかありますか。

ないようですので、これで追加議案について終了とします。

以上で、本日の議題は、すべて終了しました。

全体を通して、何かございますか。

各委員

。。。。

議長

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後3時25分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

飯 塚 祐 樹

(署名委員)

竹 内 己 良
